

城南衛生管理組合監査委員公表第1号

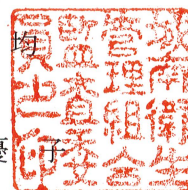
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年12月26日

城南衛生管理組合

監査委員 小 川

同 亀 田 優



1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

- (1) 令和4年度上半期施設課（ごみ中継事業費）における財務に関する事務の執行
- (2) 物品の管理及び活用状況（物品を管理する所属）

3 監査の実施日

令和4年12月26日

4 監査の方法

この監査は、施設課所管のごみ中継事業費のうち、令和4年9月30日現在の財務事務に関する事務の執行を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証書等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

また、備品の管理及び活用状況について監査を実施した。令和4年9月30日現在で現存する、備品台帳上に登録のある物品について全体的な把握を行うとともに、その中から必要なものについて調査を実施した。

5 監査の結果

① 予算執行状況

施設課（ごみ中継費）に係る令和4年度一般会計歳出予算の執行状況は、令和4年9月30日現在、次表のとおりである。

これらの支出事務について、歳出簿、支出負担行為伺書等関係諸帳簿により調査したところ、適正に執行されていた。

歳出（ごみ中継費）予算科目

予算科目			予算現額 (A)円	支出済額 (B)円	支出率%
款	項	目			B/A
衛生費	清掃費	ごみ中継費	2,023,001,000	15,977,420	0.8

② 委託料支出状況

施設課（ごみ中継費）に係る委託料の支出状況は、沢中継場運営管理業務委託、ごみ中継施設更新工事施工監理業務委託、ごみ中継施設機械警備設備設置業務委託の3件の契約が締結されており、令和4年9月30日現在で、ごみ中継費委託料は、予算現額48,861,000円に対し、支出済額13,062,500円で執行率は26.7%である。

この契約事務について、支出負担行為決定書、業務委託契約書等関係書類により調査したところ、適正に処理されていた。

③ 備品管理状況

施設課が管理する備品69点の内、ごみ中継施設に係る物品4点を抽出し、その用途等について聴取し、適正に管理されていることを確認した。